

○甲南大学トレーニングルームに関する使用内規

平成24年3月22日

部局長会議承認

平成27年4月1日

学長決定

(目的)

第1条 この内規は、甲南大学岡本校地及び六甲アイランド体育館に設置されるトレーニングルームの運営について必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 トレーニングルームは、次の場合に使用できる。

- (1) 正課体育授業
- (2) スポーツ・健康科学教育研究センター（以下「センター」という。）の教育研究活動
- (3) 学生の課外体育活動
- (4) 学生及び教職員の健康保持、増進及び体力の向上のための利用
- (5) 甲南高等学校・中学校の生徒の課外活動としての利用
- (6) その他トレーニングルーム運営委員会において必要と認めた行事等

(使用時間)

第3条 正課体育授業以外にトレーニングルームを使用できる時間帯は、原則としてトレーナーの在室時間とし、トレーナーが不在の時間帯に使用する場合は、センターの許可を得なければならない。

2 許可された時間等を変更する場合は、原則として3日前までにセンターの許可を得なければならない。

(トレーニングルーム利用者証の呈示)

第4条 第2条の第3号及び第4号の規定によりトレーニングルームを使用する場合は、スポーツ・健康科学教育研究センターが発行するトレーニングルーム利用者証を呈示しなければならない。

(使用者の遵守義務)

第5条 使用者は、安全確保及び施設保全のため、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) トレーナーの指示・指導に従うこと。
- (2) 秩序・風紀を守り、他人に迷惑を掛けないこと。

- (3) 建物、設備、備品等を破損、汚損又は滅失しないこと。
 - (4) 設備、備品等を許可なく移動しないこと。
 - (5) トレーニングルーム内で喫煙・飲食（健康管理上必要となる給水を除く。）をしないこと。
 - (6) 許可なくビラ等を配布し、又はポスター等を掲示しないこと。
 - (7) 許可を受けた以外の目的に使用しないこと。
 - (8) その他使用上の注意事項等に違反しないこと。
- 2 センター所長は、前項の遵守義務に違反した者について使用を停止又は退出させることがある。
- 3 使用者が建物、設備、備品等を破損、汚損又は滅失したときは、速やかにセンター事務室に申し出ることとし、その指示に従うこととする。

(運営委員会)

第6条 トレーニングルームの運営に関する事項を協議するため、トレーニングルーム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成等)

第7条 委員会は、次の者をもつて構成する。

- (1) センター所長
 - (2) 学生部長
 - (3) 財務部長
 - (4) 管財部長
 - (5) 学生部の専任職員管理職
 - (6) センター事務室専任職員管理職
 - (7) 学生の代表 1名
- 2 センター所長は、委員長となり、委員会を招集し議長となる。
- 3 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(協議事項)

第8条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) トレーニングルームの使用に関する事項
- (2) トレーニングルームの維持及び保全に関する事項
- (3) その他トレーニングルームに関して必要と認められる事項

(事務)

第9条 委員会の事務は、センター事務室が担当する。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、部局長会議が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この内規の制定に伴い、「甲南大学岡本校地トレーニングルームに関する運営内規」(平成15年6月5日部局長会議承認)及び「甲南大学六甲アイランド体育館トレーニングルームに関する使用細則」(平成22年2月27日甲南大学六甲アイランド体育施設運営委員会承認)は廃止する。

附 則

この内規の改廃は、平成27年4月1日から学長決定により行う。